

## 検査制度

無線局検査の項目、実施方法、検査周期について下記のとおり見直しすることとしたい

### ➤ 検査項目、内容

無線局の検査項目、内容(登録検査等事業者等が行う点検の実施項目参照)は、いずれも無線局管理上、検査が不可欠であることから従来どおり(変更なし)

### ➤ 検査周期(頻度)

登録検査等事業者等規則の「点検の実施項目」のうち、

- ・ 第三の二(電気的特性の点検)以外の項目 … 従来どおり全数を毎年実施
- ・ 第三の二(電気的特性の点検) … 無線設備の機器の信頼性を確認するため、6年間程度、全ての航空機局を対象に、機器故障、不具合の発生状況等の報告を求め、それらのデータを基に改めてベンチチェック周期、条件等について検証を行うこととする(毎年or数年に1度orオンコンディション等々)  
ただし、以下の条件を満足する場合には、ベンチチェックの検査周期を当面3年に1回とする(ATCTランスポンダー、ELTを除く)
  - (1) 適用対象は航空法第14条ただし書きにより連続式の耐空証明書を受けている航空機の航空機局
  - (2) メンテナンスマニュアル及び電波法関連規程に従った方法、手順による検査、点検を実施する旨を登録検査等事業者等規則に定める業務実施方法書に記載すること
  - (3) 業務実施方法書に記載する実施項目の内容が、メンテナンスマニュアルに示されるスペックと無線設備規則とで同等であることを取り扱う機種ごとに証明すること
  - (4) ATCTランスポンダーのベンチチェック周期は2年に1回、ELTは1年に1回とする
- ・ 収集したベンチチェックデータ及び機器故障、不具合の発生状況等のデータを基に、全ての航空機局のベンチチェック実施周期について改めて検証を行うこととする

### ➤ 新設検査、変更検査については従来どおり

# 将来の航空機局の検査等の在り方(案) (2)

- ・ 検査周期については、ベンチチェック以外の検査項目を毎年実施することで無線局や無線設備の管理状況を確認できることを条件に、ベンチチェックの周期の延長を検討する
- ・ 検査周期については、現状では適当なベンチチェックの実施周期を示す根拠に乏しいことから、現に免許されている全ての航空機を対象に無線機器の不具合、故障等発生状況、ベンチチェックデータの収集を今後6年間程度行い、それらのデータからどの程度の周期や条件で検査することが適当か検討する
- ・ ベンチチェック周期の延長の対象は、当面、無線設備の管理、整備体制が十分に整っていることを担保するため、いわゆる、連続式耐空証明を受けている(信頼性管理方式を導入した自社の整備規程が整えられている)航空機局とする

この場合において、ベンチチェック実施周期は、代表的な機器のMTBF等から3年に1回程度とし、6年間行うことで全数2回ずつベンチチェックデータを収集する

また、メンテナンスマニュアルにも指示のあるとおり、ATCトランスポンダーのベンチチェックは2年に1回、ELTIは1年に1回実施することを基本とする

(参考) 登録検査等事業者等規則 第19条第1項 別表第七号

(登録検査等事業者等が行う点検の実施項目)

第一 無線従事者の資格及び員数

第二 法第六十条の時計及び備付書類

第三 無線設備

一 無線局事項及び工事設計書に記載された内容と実装との照合

二 電気的特性の点検

三 総合試験

# 将来の航空機局の検査等の在り方(案) (3)

## 共通予備制度

- 共通予備装置の組込みの際の無線局申請手続きを以下のように簡素化する

(現状)

航空機局の無線局変更申請 → 変更許可 → 変更検査合格 → 共通予備登録完了



(見直し案)

航空機局の無線局変更申請 → 変更許可(変更検査を要しない) → 共通予備登録完了

これにより、申請手続きが簡素化されるとともに、変更検査を要しないため、手続き完了までの期間が短縮される